# 島根県環境影響評価条例施行規則新旧対照表(平成24年島根県規則第90号関係)

改 正 後	改正前
島根県環境影響評価条例施行規則	以 止 的
平成11年10月1日 島根県規則第98号	
目次   第1章 [略]   第2章 [略]   第3章 [略]   第4章 評価書(第27条—第31条 <u>の2</u> )   第5章 [略]   第6章 [略]   第7章 [略]   第8章 [略]   第9章 [略]   附則	目次   第1章 [略]   第2章 [略]   第3章 [略]   第4章 評価書(第27条—第31条)   第5章 [略]   第6章 [略]   第7章 [略]   第8章 [略]   第9章 [略]   附則
第1条~第5条 [略]	第1条~第3条 [略] (方法書の作成) 第4条 条例第5条第2項の規定により2以上の対象 事業について併せて方法書を作成した場合にあって は、その旨を方法書に記載するものとする。 第5条 [略]
(方法書の送付) 第6条 条例第6条の規定による方法書 <u>及び要約書</u> の 送付は、環境影響評価方法書送付書(様式第1号) により行うものとする。	(方法書の送付) 第6条 条例第6条の規定による方法書の 送付は、環境影響評価方法書送付書(様式第1号) により行うものとする。
第7条~第9条 [略]	(方法書についての公告の方法) 第7条 条例第7条の規定による公告は、次に掲げる 方法のうち適切な方法により行うものとする。 (1) 島根県報への掲載 (2) 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又 は広報紙に掲載すること。 (3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

第8条 〔略〕

(方法書の縦覧)

- 第9条 条例第7条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り 縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。
  - (1) 事業者の事務所
  - (2) 県の庁舎その他の県の施設
  - (3) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

(方法書に係る公表)

- 第9条の2 条例第7条の規定による方法書に係る公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
  - (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
  - (2) 県のウェブサイトへの掲載
  - (3) 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブ サイトに掲載すること。

\_(方法書説明会の開催)\_

第9条の3 条例第7条の2第1項の規定による方法 書説明会の開催は、できる限り方法書説明会に参加 する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を 定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける 範囲であると認められる地域に2以上の市町村の区 域が含まれることその他の理由により事業者が必要 と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域 を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催する ものとする。

(方法書説明会の開催の届出)

- 第9条の4 条例第7条の2第2項の規定による届出 は、方法書説明会開催等実施届出書(様式第1号の 2)により行うものとする。
- 2 条例第7条の2第2項の規則で定める事項は、次 に掲げるものとする。
  - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 対象事業に係る影響を受ける範囲であると認め られる地域の範囲
- (5) 方法書説明会開催の公告の方法

(方法書説明会の開催についての公告)

- 第9条の5 第7条の規定は、条例第7条の2第3項 の規定による公告について準用する。
- <u>2</u> 条例第7条の2第3項の規則で定める事項は、次 に掲げるものとする。
  - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - (2) 対象事業の名称、種類及び規模
  - (3) 対象事業実施区域
  - (4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると 認められる地域の範囲
  - (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(事業者の責めに帰することができない事由)

- 第9条の6 条例第7条の2第4項の事業者の責めに 帰することができない事由であって規則で定めるも のは、次に掲げる事由とする。
  - (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方 法書説明会の開催が不可能であること。
  - (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故 意に阻害されることによって方法書説明会を円滑 に開催できないことが明らかであること。

(方法書の記載事項の周知)

- 第9条の7 条例第7条の2第4項の規定による方法 書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち適切 な方法により行うものとする。
  - (1) 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求めに応じて提供すること。
  - (2) 方法書の概要を公告すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、方法書の記載事項を周知させるための適切な方法
- 2 第7条の規定は、前項第2号の規定による公告に ついて準用する。

(方法書説明会の開催の報告)

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第9条の8 条例第7条の2第5項の規定による報告 は、方法書説明会開催等実施状況報告書(様式第1 号の3)により行うものとする。

第10条~第12条 [略]

(準備書の作成)

準用する条例第5条第2項の規定により2以上の対 象事業について併せて準備書を作成した場合につい て準用する。この場合において、第4条中「方法 書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとす る<u>。</u>

第14条~第16条 〔略〕

(準備書の縦覧)

覧について準用する。この場合において、第9条中 「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるもの とする。

(準備書に係る公表)

<u>第17条の2</u> <u>第9条の2の規定は、条例第15条の規定</u> による公表について準用する。この場合において、 第9条の2中「方法書」とあるのは「準備書」と読 <u>み替えるもの</u>とする。

(準備書説明会の開催)

備書説明会について準用する。この場合において、 第9条の3中「方法書説明会」とあるのは「準備書 説明会」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催の届出)

第19条 条例第16条第2項において準用する条例第7 ┃ 第19条 条例第16条第2項\_\_ 条の2第2項の規定による届出は、<u>準備書</u>説明会開 催等実施届出書(様式第4号)により行うものとす る。

〔新設〕

第10条~第12条 [略]

(準備書の作成)

第13条 第4条の規定は、条例第13条第2項において │ 第13条 第4条の規定は、条例第13条第2項において 準用する条例第5条第2項の規定により2以上の対 象事業について併せて準備書を作成した場合につい て準用する。

第14条~第16条 〔略〕

(準備書の縦覧)

第17条 第9条の規定は、条例第15条の規定による縦 | 第17条 第9条の規定は、条例第15条の規定による縦 覧について準用する。\_\_\_\_

〔新設〕

( 説明会の開催)

第18条 第9条の3の規定は、条例第16条第1項の準 | 第18条 条例第16条第1項の規定による説明会の開催 は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考 慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係 地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他 の理由により事業者が必要と認める場合には、説明 会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該 区域ごとに開催するものとする。

( 説明会の開催の届出)

\_\_\_\_の規定による届出は、\_\_\_\_ 説明会開 催等実施届出書(様式第4号)により行うものとす る。

おいて準用する条例第7条の2第2項の規定による 届出について準用する。この場合において、第9条 の4第2項第4号中「対象事業に係る環境影響を受 ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関 係地域」と、同項第5号中「方法書説明会」とある のは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催についての公告)

- 第20条 第7条の規定は、条例第16条<u>第2項において</u> | 第20条 第7条の規定は、条例第16条<u>第3項</u> 準用する条例第7条の2第3項の規定による公告に ついて準用する。
- 2 第9条の5第2項の規定は、条例第16条第2項に おいて準用する条例第7条の2第3項の規定による 公告について準用する。この場合において、第9条 の5第2項第4号中「対象事業に係る環境影響を受 ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関 係地域」と、同項第5号中「方法書説明会」とある のは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(事業者の責めに帰することができない事由)

第21条 <u>第9条の6の規定は、条例第16条第2項にお</u>|第21条 <u>条例第16条第4項の事業者の責めに帰するこ</u> いて準用する条例第7条の2第4項の事業者の責め に帰することができない事由について準用する。こ の場合において、第9条の6中「方法書説明会」と あるのは「準備書説明会」と読み替えるものとす る。

(準備書の記載事項の周知)

- 第22条 第9条の7の規定は、条例第16条第2項にお | 第22条 条例第16条第4項の規定による準備書の記載 いて準用する条例第7条の2第4項の規定による周 知について準用する。この場合において、第9条の 7第1項中「方法書」とあるのは「準備書」と読み 替えるものとする。
- 2 第7条の規定は、前項において準用する第9条の 2 第7条の規定は、前項第2号

- 2 第9条の4第2項の規定は、条例第16条第2項に 2 条例第16条第2項の規則で定める事項は、次に掲 げるものとする。
  - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - (2) 対象事業の名称、種類及び規模
  - (3) 対象事業実施区域
  - (4) 関係地域の範囲
  - (5) 説明会開催の公告の方法

( 説明会の開催についての公告)

の規定による公告に

ついて準用する。

- 2 条例第16条第3項の規則で定める事項は、次に掲 げるものとする。
  - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - (2) 対象事業の名称、種類及び規模
  - (3) 対象事業実施区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 説明会の開催を予定する日時及び場所

(\_\_\_\_\_\_\_ 責めに帰することができない理由)

- とができない事由であって規則で定めるものは、次 に掲げる事由とする。
  - (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説 明会の開催が不可能であること。
  - (2) 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻 害されることによって説明会を円滑に開催できな いことが明らかであること。

(準備書の記載事項の周知)

- 事項の周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法に より行うものとする。
  - (1) 要約書を求めに応じて提供することを周知した 後、要約書を求めに応じて提供すること。
  - (2) 準備書の概要を公告すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、準備書の記載事項 を周知させるための適切な方法

7第1項第2号の規定による公告について準用す の規定による公告について準用す る。 る。 ( 説明会の開催の報告) (準備書説明会の開催の報告) 第23条 条例第16条第5項 第23条 条例第16条第2項において準用する条例第7 \_\_\_の規定による報告は、\_\_\_\_ 説明会開 条の2第5項の規定による報告は、準備書説明会開 催等実施状況報告書(様式第5号)により行うもの 催等実施状況報告書(様式第5号)により行うもの とする。 とする。 第24条~第30条 [略] 第24条~第30条 [略] (評価書の縦覧) (評価書の縦覧) 第31条 第9条の規定は、条例第22条の規定による縦 第31条 第9条の規定は、条例第22条の規定による縦 覧について準用する。この場合において、第9条中 覧について準用する。\_\_\_\_ 「方法書」とあるのは「評価書」と読み替えるもの とする。 (評価書に係る公表) 第31条の2 第9条の2の規定は、条例第22条の規定 〔新設〕 による公表について準用する。この場合において、 第9条の2中「方法書」とあるのは「評価書」と読 み替えるものとする。 第32条~第39条 〔略〕 第32条~第39条 〔略〕 (都市計画に定められる対象事業に関する特例) (都市計画に定められる対象事業に関する特例) 第40条 〔略〕 第40条 条例第35条の規定により都市計画決定権者が 環境影響評価その他の手続を行う場合における条例 第5条から第25条まで(第5条第2項、第13条第2 項並びに第24条第1項第3号及び第2項を除く。) の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規 定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げ る字句とする。 表 〔略〕 2 条例第35条の規定により都市計画決定権者が環境 2 〔略〕 影響評価その他の手続を行う場合においては、第5 条から第35条まで(第13条及び第34条第2項第4号 を除く。) の規定を適用するものとし、この場合に おけるこれらの規定の適用については、次の表の左 欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表 の右欄に掲げる字句とする。

[略]

[略]

第9条第1号及	事業者	都市計画決定権	第9条第1号及	事業者	都市計画決定権
び第4号		者	び第4号		者
第9条の2	条例第7条	第40条第1項の	〔新設〕	 	
		規定により読み			
		替えて適用され		 	
		る条例第7条			i !
第9条の2第1	事業者	都市計画決定権	〔新設〕	 	<del> </del>   
<u>号</u>		者			i !
<del>_</del> 第9条の3	条例第7条の2		〔新設〕		<del> </del>
	第1項	規定により読み			i !
		替えて適用され			
		る条例第7条の			; ;
		2第1項			
	対象事業	都市計画対象事			;; ;
		業			
	事業者	都市計画決定権		 	¦ 
	4 2/K H	者			
第9条の4	条例第7条の2		〔新設〕		ļ  !
<u> </u>	第2項	規定により読み			; ;
	214 = 24	替えて適用され			
		る条例第7条の			i !
		2第2項			
第9条の4第2	事業者の氏名及		〔新設〕		
項第1号	び住所(法人に		COTEC		
22/4 + 3	あっては、その	11 17			
	名称、代表者の				
	氏名及び主たる				
	事務所の所在				i !
	地)				
第9条の4第2	<u> </u>	都市計画対象事	〔新設〕		¦  
項第2号及び第		業			
4号		<u> </u>			
<u>第</u> 9条の5	条例第7条の2	第40条第1項の	〔新設〕		i  
	第3項	規定により読み			
		替えて適用され			i !
		る条例第7条の		 	, , , ,
		2第3項		 	
第9条の5第2	事業者の氏名及		〔新設〕		1 1 1
項第1号	び住所(法人に				
<u> </u>	あっては、その			1 1 1 1	,   
	名称、代表者の			 	
	氏名及び主たる			 	
	<del>ハ</del> カ及 U·王にる		Li	•	!

	事務所の所在		!	1 1	
	地)		i !		
第9条の5第2	対象事業	都市計画対象事	〔新設〕		
項第2号及び第		<u>業</u>	<u> </u>		
4号			 		
<u> 第</u> 9条の6	条例第7条の2	第40条第1項の	〔新設〕		
	第4項	規定により読み		 	
		替えて適用され	i !		
		る条例第7条の			
		2第4項	i I I		
第9条の6第2	事業者	都市計画決定権	〔新設〕	 	<del></del>
<u>号</u>		者			
	条例第7条の2		〔新設〕		
<u>項</u>	第4項	規定により読み			
		替えて適用され	; ! !		
		る条例第7条の			
		2第4項	i ! !		
第9条の8	条例第7条の2	第40条第1項の	〔新設〕	 	
	第5項	規定により読み			
		替えて適用され	i !		
		る条例第7条の			
		2第5項			
[略]			[略]		
第17条及び17条	[略]	[略]	第17条	条例第15条	第40条第1項の
<u>の2</u>					規定により読み
					替えて適用され
					る条例第15条
第18条	条例第16条第1	第40条第1項の	第18条	条例第16条第1	第40条第1項の
	項	規定により読み		項	規定により読み
		替えて適用され			替えて適用され
		る条例第16条第			る条例第16条第
		1項			1項
	〔削除〕	〔削除〕		事業者	都市計画決定権
					<u>者</u>
[略]			〔略〕		
〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	第19条第2項第	事業者の氏名及	都市計画決定権
			<u>1号</u>	び住所(法人に	者の名称
				あっては、その	
				名称、代表者の	
				氏名及び主たる	
				事務所の所在	
				地)	

第19条第2項	対象事業	都市計画対象事
		業
<del></del> 第20条	条例第16条第2	第40条第1項の
	項	規定により読み
		替えて適用され
		る条例第16条第
		2項
 〔削除〕	〔削除〕	<del>_</del> ^ 〔削除〕
(11)/4/2	(1111/1)	(111/21)
<b>姓00</b> 夕 <b>姓</b> 0 <b>年</b>	<b>社免事</b> 类	*** ** * * * * * * * * * *
第20条第2項_	対象事業	都市計画対象事
Atta for	be but take be take	業
第21条	条例第16条第 <u>2</u>	
	項	規定により読み
		替えて適用され
		る条例第16条第
		2項
	事業者	都市計画決定権
		<u>者</u>
〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕
第22条第1項	条例第16条第 <u>2</u>	第40条第1項の
	項	規定により読み
		替えて適用され
		る条例第16条第
		2項
第23条	条例第16条第 <u>2</u>	第40条第1項の
	項	規定により読み
		替えて適用され
		る条例第16条第
		<u>2</u> 項
[略]	[略]	[略]
第31条 <u>及び第31</u>	条例第22条	第40条第1項の
<u></u> 条の2		規定により読み
		替えて適用され
		る条例第22条
[略]		2 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -

第19条第2項 <u>第</u>	対象事業	都市計画対象事
2号		業
第20条	条例第16条第 <u>3</u>	第40条第1項の
	項	規定により読み
		替えて適用され
		る条例第16条第
		<u>3</u> 項
第20条第2項第	事業者の氏名及	都市計画決定権
1号	び住所(法人に	者の名称
	あっては、その	
	名称、代表者の	
	氏名及び主たる	
	事務所の所在	
	地)	
第20条第2項 <u>第</u>	対象事業	都市計画対象事
2号		業
第21条	条例第16条第 <u>4</u>	第40条第1項の
	項	規定により読み
		替えて適用され
		る条例第16条第
		<u>4</u> 項
	〔新設〕	
第21条第2号	事業者	都市計画決定権
		者
第22条第1項	条例第16条第 <u>4</u>	第40条第1項の
	項	規定により読み
		替えて適用され
		る条例第16条第
		<u>4</u> 項
第23条	条例第16条第 <u>5</u>	第40条第1項の
	項	規定により読み
		替えて適用され
		る条例第16条第
		<u>5</u> 項
〔略〕	〔略〕	〔略〕
第31条	条例第22条	第40条第1項の
		規定により読み
		替えて適用され
		る条例第22条
[略]	Ī	i l

第41条~49条 〔略〕

附 則 〔略〕

## 別表第1 (第3条関係)

事業の種類	要件
1~4 〔略〕	〔略〕
5 〔略〕	1 〔略〕
	(1)~(3) 〔略〕
	(4) <u>出力が5,000キロ</u>
	<u>ワット以上である風</u>
	力発電所の設置の工
	事の事業
	2 〔略〕
	(1)~(3) 〔略〕
	(4) <u>出力が5,000キロ</u>
	<u>ワット以上である発</u>
	電設備の新設を伴う
	風力発電所の変更の
	工事の事業
6~16 〔略〕	〔略〕

## 別表第2 (第27条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ること
		を要しない修正
		の要件
1~12 〔略〕	〔略〕	〔略〕
13 別表第1の	発電所の出力	発電所の出力が
5の項の1の		10パーセント以
(4)又は2の(4)		上増加しないこ
に該当する対		<u>&amp;</u> .
象事業	対象事業実施区域	修正前の対象事
	の位置	業実施区域から
		300メートル以上
		離れた区域が新
		たに対象事業実
		施区域とならな
		いこと。
<u>14</u> ~ <u>24</u> 〔略〕	〔略〕	〔略〕

### 別表第3 (第35条関係)

対象事業の区分

第41条~49条 〔略〕

附 則 〔略〕

#### 別表第1 (第3条関係)

事業の種類	要件		
1~4 〔略〕	〔略〕		
5 条例別表第5号に掲	1 〔略〕		
げる事業	(1)~(3) 〔略〕		
	〔新設〕		
	2 〔略〕		
	(1)~(3) 〔略〕		
	〔新設〕		
6~16 〔略〕	[略]		

## 別表第2 (第27条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ること
		を要しない修正
		の要件
1~12 〔略〕	[略]	〔略〕
〔新設〕		1 1 1 1
! ! ! !		; ; ;
1 1 1 1		1 1 1 1
! ! !	!	! ! !
! ! ! !		! ! ! !
1 		1 1 1 1
; ! ! !	į	; ; ; ;
 		1 1 1 1 1
! ! !		 
! ! ! !		1 1 1
	1	! !
<u>13</u> ~ <u>23</u> 〔略〕	[略]	[略]

## 別表第3 (第35条関係)

事業の諸元 手続を経ること 対象事業の区分 事業の諸元 手続を経ること

II I		を要しない変更	11			を要しない変更
		の要件				の要件
1~12 〔略〕 〔略	各)	[略]	1~12	[略]	〔略〕	〔略〕
13 別表第1の 発電	<u> 意所の出力</u>	発電所の出力が	〔新設〕			
5の項の1の		10パーセント以				
<u>(4)又は2の(4)</u>		上増加しないこ				
に該当する対		<u>Ł.</u>				
象事業 対象	京事業実施区域	変更前の対象事				
<u>の位</u>	<u>江置</u>	業実施区域から				
		300メートル以上				
		離れた区域が新				
		たに対象事業実				
		施区域とならな				
		いこと。				
発電	『設備の位置	発電設備の位置				
		が100メートル以				
		上移動しないこ				
		<u>Ł.</u>				
<u>14~24</u> 〔略〕 〔略	等]	[略]	<u>13∼23</u>	[略]	〔略〕	〔略〕
様式第1号 〔別紙の	様式第1号 [別紙のとおり]			<del>号</del> 〔別》	紙のとおり〕	
様式第1号の2 〔別	川紙のとおり]		〔新設〕			
<u>様式第1号の3</u> [別紙のとおり] [新設]			〔新設〕			
様式第2号・3号 〔略〕			様式第2号・第3号 [略]			
様式第4号 〔別紙の	)とおり]		様式第4号 〔別紙のとおり〕			
様式第5号 〔別紙の	)とおり]		様式第5号 [別紙のとおり]			
様式第6号~13号 [	[略]		様式第6号~13号 〔略〕			